

## ○学校法人立命館教職員兼業規程

2020年9月9日

規程第1192号

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人立命館教職員就業規則第57条、立命館大学任期制教員就業規則第42条、立命館大学嘱託講師就業規則第38条、立命館大学有期雇用教員就業規則第38条、立命館大学有期雇用研究教員就業規則第39条、立命館大学有期雇用研究職員就業規則第44条、立命館大学専任講師就業規則第44条、立命館アジア太平洋大学教職員就業規則第58条の3、立命館アジア太平洋大学有期雇用教員就業規則第24条の2、立命館アジア太平洋大学特任講師就業規則第53条、学校法人立命館が設置する小学校、中学校および高等学校に勤務する有期雇用教員就業規則第39条の2、学校法人立命館附属校外国語専任講師就業規則第47条、学校法人立命館有期雇用職員就業規則第48条の2、学校法人立命館継続雇用教職員就業規則第49条、学校法人立命館特定業務専門職員就業規則第55条、立命館アジア太平洋大学特定職員就業規則第53条の2にもとづき、本法人に雇用される教職員（以下「教職員」という。）の兼業に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「兼業」とは、学校法人立命館教職員出向規程に定める出向を除き、報酬の有無にかかわらず、次に掲げるものをいう。

- (1) 教職員が本法人における職以外の職を兼ね、またはその職務以外の事業もしくは業務に従事すること。
- (2) 教職員がその職務以外に、営利企業の経営を自ら行い、または事業を遂行すること。

2 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学教員等 立命館大学および立命館アジア太平洋大学に勤務する教授、准教授、有期雇用教員、有期雇用研究教員、任期制教員、専任講師、嘱託講師、特任講師、継続雇用教員、有期雇用研究職員
  - (2) 附属校教員 教諭、学校法人立命館が設置する小学校、中学校および高等学校に勤務する有期雇用教員、附属校外国語専任講師、継続雇用教諭
  - (3) 職員 事務職員、特定業務専門職員、特定職員、継続雇用職員、有期雇用職員
- 3 この規程において所属機関とは、職位に応じ、次のとおりとする。
- (1) 大学教員等 所属する大学、学部、研究科または機構

- (2) 附属校教員 所属する学校または部
- (3) 職員 所属する部もしくは事務局または課もしくは事務室  
(兼業の承認)

第3条 教職員は、この規程にもとづき本法人および所属機関が承認した場合を除き、兼業を行ってはならない。

(兼業承認の手続)

第4条 兼業を希望する者は、所属長に申請し、本法人および所属機関の承認を得なければならぬ。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は所属機関の承認によって法人の承認に代えることができる。

- (1) 次の要件のいずれにも該当する兼業を行う場合

- イ 本法人の知見または資産を活用することがない兼業
- ロ 本法人以外に、二重に雇用されない兼業
- ハ 休業、休職または欠勤中でない者の兼業

- (2) 立命館大学に所属する大学教員等が次の兼業を行う場合

- イ 他大学非常勤講師応嘱。ただし、立命館大学嘱託講師および立命館大学専任講師が行う場合は、職務に支障のない範囲で、年度を通じて1週あたり平均3授業時間を上限とする。

- ロ 国・地方公共団体の委員応嘱
  - ハ 非営利団体の役員就任
- ニ 弁護士、公認会計士、医師、薬剤師の兼業

- (3) 立命館アジア太平洋大学に所属する大学教員等が次の兼業を行う場合

- イ 他大学非常勤講師応嘱
- ロ 国・地方公共団体の委員応嘱
- ハ その他、立命館アジア太平洋大学利益相反委員会が認めたもの

3 第1項にかかわらず、立命館大学に所属する教職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、所属機関の承認のうえ、立命館大学利益相反規程に定める立命館大学利益相反委員会（以下「利益相反委員会」という。）の承認によって本法人の承認に代えることができる。

- (1) 営利企業の取締役、監査役、顧問の就任
- (2) 研究成果または研究を通じた専門的知見を活用した企業の役員、技術アドバイザー、

### 従業員等の就任

(3) その他本法人が利益相反委員会における審査を要請するもの

4 第1項にかかわらず、立命館アジア太平洋大学に所属する大学教員等の兼業については、第2項第1号および第3号で定める兼業を除き、立命館アジア太平洋大学利益相反規程に定める立命館アジア太平洋大学利益相反委員会の承認によって本法人の承認に代えることができる。

(兼業承認の一般的基準)

第5条 本法人および所属機関は、前条第1項により申請のあった兼業が、次の各号に定める全ての基準を満たす時、当該兼業を承認する。

- (1) 所定労働時間外における兼業であり、本法人における職務遂行に支障がないこと。
- (2) 深夜勤務、長時間労働等、健康を害するような働き方ではないこと。
- (3) 本法人および教職員の社会的信用を傷つけるおそれがないこと。
- (4) 本法人で得た情報の漏えいに繋がるおそれがないこと。
- (5) 兼業により、本法人およびその設置する学校の利益を損なうものではないこと。
- (6) 研究成果を活用した企業の役員等の就任については、研究成果を事業化することであること。
- (7) 本法人の就業規則その他の規程によって特定の権限を有する者または国・地方公共団体の委員等の立場にある者が、兼業先に対し、社会通念上、過大な利益を供与することが想定されないこと。

(兼業の時間制限)

第6条 兼業に従事する時間は、本法人における職務遂行に支障がないことを原則として、年度を通じて一週あたり8時間を超えてはならない。

(承認する期間)

第7条 兼業の承認期間は、申請年度内とする。ただし、年度を超えることが明らかな場合は、申請年度を超えることができる。

2 前項の規定は、承認の更新を妨げるものではない。

(兼業状況の報告)

第8条 兼業先の勤務時間および第5条に掲げる基準への該当の有無に関し、本法人または所属機関が求めた時は、速やかに本法人または各所属長もしくは各所属機関に報告しなければならない。

(法人の免責)

第9条 兼業による事故および災害については、本法人は一切その責任を負わない。

2 学外より報酬を得る場合の税金の支払等の処理は、兼業を行う教職員が行う。

3 労働基準法第37条にもとづく割増賃金については、兼業先が支払うこととする。

(実施規定)

第10条 この規程を実施するにあたって必要な事項は、人事部長が定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2020年10月1日から施行する。

附 則 (2021年3月17日 技術職員の削除に伴う一部改正)

この規程は、2021年4月1日から施行する。